

法務・検察行政刷新会議報告書(「検察官の倫理」検討の柱1について)  
を受けた具体的な取組について

R3.3.25

法務総合研究所

## 1 取組の概要

法務・検察行政刷新会議報告書における検討の柱1として、検察幹部が社会の目を意識し、常識からかい離しないようにするための幹部研修等の取組の強化が求められたことを受け、法務総合研修所(以下「法総研」という。)が実施している若手検察官の研修においても、同様の講義を実施する。

## 2 方針

### (1) 検事専門研修において実施

法総研では、検察官の経験年数に応じた研修を実施しており、令和3年度の検事専門研修(注)から、外部講師による講義等を実施する。

(注)任官7年から10年前後の検事を対象としている。

### (2) 外部講師による講義等の内容

幅広い価値観に触れて社会の目を意識し、常識からかい離しないようにすることを目的とし、この趣旨に沿う講師を選任する。